徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価実施要綱

（目的）
第１条　この要綱は、徳島県立保健製薬環境センター（以下「保健製薬環境センター」という。）における試験研究について評価を行うことにより、県民、県内事業者等のニーズを的確に反映した効率的かつ効果的な試験研究を行い、もって本県の保健衛生の向上、環境の保全及び製薬業の振興に寄与することを目的とする。

（評価機関）
第２条　保健製薬環境センターの試験研究評価を行う機関として、徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）
第３条　委員会は、委員７名以内で組織する。
２　委員会は、保健製薬環境センターの行う試験研究課題及び試験研究実施体制を所掌する。
３　委員は、生活環境部長が委嘱する。
４　委員の任期は３年とする。但し、途中退任委員の後任を委嘱する場合には、後任委員の任期は残りの期間とする。
５　委員は、再度委嘱することができる。

（委員長）
第４条　委員会に、委員長を置く。
２　委員長は、委員の互選とする。
３　委員長は会務を総理し、委員会の議長となる。
４　委員長に事故ある時は､委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）
第５条　委員会は事務局の要請を受けて、委員長が招集する。
２　委員会は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
３　委員長がやむを得ないと認める場合は、委員会を書面で開催することができる。
４　委員長がやむを得ないと認める場合は、委員は代理の者を出席させることができる。
５　委員長は特に必要があると認められるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
６　委員会は公開とする。

（評価の内容）
第６条　試験研究評価の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）事前評価　次年度に新たに実施する試験研究テーマについて、その必要性等について事前に評価を行う。
（２）中間評価　試験研究期間が３年以上となる試験研究テーマについて、その継続の必要性、進捗状況等について評価を行う。
（３）事後評価　試験研究の終了後、その成果、今後の普及方法等について、評価を行う。
（４）追跡評価　追跡評価の対象となった試験研究テーマについて、試験研究の終了後の研究成果の活用状況について、評価を行う。

（評価の対象）
第７条　事前評価については、試験研究テーマのうち、次年度に新たに実施しようとするテーマを対象とする。
２　中間評価については、試験研究テーマのうち、試験研究期間が３年以上となる全てのテーマを対象とする。
３　事後評価については、試験研究テーマのうち、前年度に研究が終了した全てのテーマを対象とする。

４　追跡評価については、事後評価を受けた試験研究テーマのうち、新たな分析手法など研究成果の活用が想定され、委員会において追跡評価の対象と決定したテーマを対象とする。
５　第１項から第３項までの規定にかかわらず、企業、団体等の個人情報を含む試験研究テーマ等については、委員長と事務局が協議の上、評価の対象としないことができる。
６　試験研究期間にかかわらず、委員長と事務局が協議し、必要と認められた場合には中間評価の対象とすることができる。

（評価の方法）
第８条　試験研究評価にあたっては、事務局は委員会に試験研究評価シートを提出し、これに基づき評価を行う。
２　評価結果は定量化するものとする。
３　試験研究評価シートの様式は事前評価、中間評価、事後評価及び追跡評価ごとに別に定める。

（評価の項目）
第９条　試験研究評価にあたっては、試験研究の必要性、目標、内容、成果、手法等について評価を行うものとする。
２　評価項目の詳細については、別に定める。

（評価の時期）
第 10 条　評価を行う時期は、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）事前評価　新たに試験研究を実施する年度の前年度に実施する。
（２）中間評価　試験研究期間が３年のものについては、原則として研究期間が１年以上となる年度において実施し、試験研究期間が４年以上のものについては、研究期間が２年以上となる年度に実施する。
（３）事後評価　試験研究が終了した年度の翌年度に実施する。
（４）追跡評価　試験研究終了年度の３年後までに実施する。
２　第７条第６項の評価の時期については、委員長と事務局との協議により決定する。

（国庫補助事業等の取扱）
第 11 条　前条の規定にかかわらず、国庫補助事業、委託事業等で事前評価を実施するいとまがないときは、事業実施後、最初に開催される委員会において報告するものとする。

（評価結果の反映）
第 12 条　保健製薬環境センター所長は、事前評価及び中間評価について、委員会の評価結果を次の各号に掲げる事項に反映させるものとする。
（１）試験研究テーマの採択、不採択
（２）試験研究テーマの継続、休止
（３）試験研究の内容等の修正
（４）予算の配分
２　保健製薬環境センター所長は、前項第１号から第３号までの措置を講じた場合は、委員会に報告するものとする。

（事務局）
第 13 条　委員会の事務局は、保健製薬環境センターに置く。

（雑則）
第 14 条　この要綱に定めるもののほか、試験研究評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附　則
この要綱は、平成１６年８月２７日から施行する。
附　則
この要綱は、平成１７年４月　１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成１８年４月　１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成１９年８月２７日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２１年４月　１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２３年５月　１日から施行する。
２　徳島県保健環境センター試験研究評価委員会委員に委嘱された委員については、その任期の期間中はこの要綱により委嘱されたものとする。
３　第３条第３項の規定に関わらず、委員会設置後、新規に就任した委員の任期は平成２５年８月２６日までとする。
附　則
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和元年７月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和２年３月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和２年９月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和６年１０月７日から施行する。